「地方独立行政法人会計基準」及び「注解」の改訂案 新旧対照表

地方独立行政法人会計基準及び注解(一般型)		(参考)独立行政法	人会計基準及び注解
現行	改訂案	改訂前	改訂後
1. 金融商品の時価等の開示に関する注記 2. 賃貸等不動産の時価等の開示に関する注記			
第 <u>77</u> 注記 1 (省略) 2 重要な会計方針に係る注記事項は、まとめて記するものとする。その他の注記事項についても、要な会計方針の注記の次に記載することができる(注 <u>47</u>)(注 <u>48</u>)(注 <u>49</u>) <u>(新設)</u> (新設)		するものとする。その他の注記事項についても、重要な会計方針の注記の次に記載することができる。 (注 <u>51</u>) (注 <u>52</u>) (注 <u>53</u>) (注 <u>54</u>) <u>(新設)</u>	
3. 資産除去債務の会計処理			
第15 固定負債 次に掲げる負債は、固定負債に属するものとする(注9) (新設) (8) その他の負債で流動負債に属しないもの	 第15 固定負債 次に掲げる負債は、固定負債に属するものとする。(注9) (8) 資産除去債務。ただし、流動負債として計上されるものを除く。 (9) その他の負債で流動負債に属しないもの 	 第16 固定負債 次に掲げる負債は、固定負債に属するものとする。 (注9)	 第16 固定負債 次に掲げる負債は、固定負債に属するものとする。 (注9) (9) 資産除去債務。ただし、流動負債として計上されるものを除く。 (10) その他の負債で流動負債に属しないもの
第16 流動負債 次に掲げる負債は、流動負債に属するものとする (注9) (1)~(13)(省略)	(注9)(1)~(12)(省略)(13)資産除去債務で一年以内に履行が見込まれるも<u>の</u>		第15 流動負債 次に掲げる負債は、流動負債に属するものとする。 (注9) (1)~(13)(省略) (14) 資産除去債務で一年以内に履行が見込まれるも
第20 費用の定義 <注13>地方独立行政法人の費用の定義から除かれ 事例について	第20 費用の定義 る <注13>地方独立行政法人の費用の定義から除かれる 事例について	第20 費用の定義 <注14>独立行政法人の費用の定義から除かれる事例 について	第20 費用の定義 <注14>独立行政法人の費用の定義から除かれる事例 について

地方独立行政法人会計基準及び注解(一般型)		(参考) 独立行政法人会計基準及び注解	
現行		改訂後	
資本取引として地方独立行政法人の費用から除外 されるものの例は、以下のとおり。 (1)~(3) (省略) <u>(新設)</u>	資本取引として地方独立行政法人の費用から除外 されるものの例は、以下のとおり。 (1)~(3) (省略) (4) 「第88 資産除去債務に係る特定の除去費用等 の会計処理」を行うこととされた除去費用等に係 る減価償却相当額及び利息費用相当額	資本取引として独立行政法人の費用から除外されるものの例は、以下のとおり。 (1)~(3) (省略) (新設)	資本取引として独立行政法人の費用から除外されるものの例は、以下のとおり。 (1)~(3) (省略) (4) 「第91 資産除去債務に係る特定の除去費用等の会計処理」を行うこととされた除去費用等に係る減価償却相当額及び利息費用相当額
	第24 行政サービス実施コスト 次に掲げるコストは、行政サービス実施コストに属するものとする。 (1)~(6) (省略) (7) 「第88 資産除去債務に係る特定の除去費用等の 会計処理」を行うこととされた除去費用等に係る 減価償却相当額及び利息費用相当額	するものとする。 (1)~(6) (省略)	第24 行政サービス実施コスト 次に掲げるコストは、行政サービス実施コストに属するものとする。 (1)~(6) (省略) (7) 「第91 資産除去債務に係る特定の除去費用等の 会計処理」を行うこととされた除去費用等に係る 減価償却相当額及び利息費用相当額
(新設)	第37 資産除去債務に係る会計処理 1 資産除去債務は、有形固定資産の取得、建設、開発又は通常の使用によって発生した時に負債として計上する。なお、資産除去債務の発生時に、当該債務の金額を合理的に見積もることができない場合には、これを計上せず、当該債務額を合理的に見積もることができるようになった時点で負債として計上するものとする。(注32)(注33)(注34) 2 資産除去債務はそれが発生した時に、有形固定資産の除去に要する割引前の将来キャッシュ・フローを見積り、割引後の金額(割引価値)で算定する。 3 資産除去債務に対応する除去費用は、資産除去債務に対応する除去費用は、資産除去債務に対応する除去費用は、資産除去債務に対応する除去費用は、減価償却を通じて、当該有形固定資産の残存耐用年数にわたり、各期に費用配分するものとする。 4 時の経過による資産除去債務の調整額は、その発生時の費用として処理する。当該調整額は、期首の負債の帳簿価額に当初負債計上時の割引率を乗じて算定するものとする。	<u>(新設)</u>	第39 資産除去債務に係る会計処理 1 資産除去債務は、有形固定資産の取得、建設、開発又は通常の使用によって発生した時に負債として計上する。なお、資産除去債務の発生時に、当該債務の金額を合理的に見積もることができない場合には、これを計上せず、当該債務額を合理的に見積もることができるようになった時点で負債として計上するものとする。(注36)(注37)(注38) 2 資産除去債務はそれが発生した時に、有形固定資産の除去に要する割引前の将来キャッシュ・フローを見積り、割引後の金額(割引価値)で算定する。 3 資産除去債務に対応する除去費用は、資産除去債務を負債として計上した時に、当該負債の計上額と同額を、関連する有形固定資産の帳簿価額に加える。資産計上された資産除去債務に対応する除去費用は、減価償却を通じて、当該有形固定資産の残存耐用年数にわたり、各期に費用配分するものとする。 4 時の経過による資産除去債務の調整額は、その発生時の費用として処理する。当該調整額は、期首の負債の帳簿価額に当初負債計上時の割引率を乗じて算定するものとする。

地方独立行政法人会計基準及び活	主解 (一般型)	(参考) 独立行	政法人会計基準及び注解
現行	改訂案	改訂前	改訂後
 主 資産 開発 X 産の 総表の 企業 を の 義務 律上の 産を を の 当	資産除去債務について 除去債務とは、有形固定資産の取得、建設、 は通常の使用によって生じ、当該有形固定資 去に関して法令又は契約で要求される法律上 及びそれに準ずるものをいう。この場合の法 義務及びそれに準ずるものには、有形固定資産の除去その 義務でなくとも、有形固定資産を除去する際 有形固定資産に使用されている有害物質等を の要求による特別の方法で除去するという義 まれる。 固定資産の除去とは、有形固定資産を用役提 除外することをいう(一時的に除外する場合。)。除去の具体的な態様としては、売却、廃 サイクルその他の方法による処分等が含まれ 転用や用途変更は含まれない。 除去費用等の損益計算書上の表示について 計上された資産除去債務に対応する除去費用 費用配分額及び時の経過による資産除去債務 額は、当該資産除去債務に関連する有形固定 減価償却費と同じ区分に含めて計上する。 除去債務の履行時に認識される資産除去債務 資産除去債務の決済のために実際に支払われ の差額は、原則として、当該資産除去債務に る除去費用に係る費用配分額と同じ区分に含 上する。 資産除去債務の合業担について 去債務の会計処理に関連して、次の事項を注 産除去債務の内容についての簡潔な説明 出発生までの見込期間、適用した割引率等の 条件 産除去債務の総額の期中における増減内容 産除去債務の見積りを変更したときは、その の概要及び影響額		 〈注36〉資産除去債務について 1 資産除去債務とは、有形固定資産の取得、建設、開発又は通常の使用によって生じ、当該有形固定資産の除去に関して法令又は契約で要求される法律上の義務及びそれに準ずるものをいう。この場合の法律上の義務及びそれに準ずるものには、有形固定資産を除去する義務のほか、有形固定資産を除去する際に当該有形固定資産に使用されている有害物質等を法律等の要求による特別の方法で除去するという義務も含まれる。 2 有形固定資産の除去とは、有形固定資産を用役提供から除外することをいう(一時的に除外する場合を除く)。除去の具体的な能様としては、売却、廃棄、リサイクルその他の方法による処分等が含まれるが、転用や用途変更は含まれない。 〈注37〉除去費用等の損益計算書上の表示について1資産計とされた資産除去債務に対応する除去費用に係る費用配分額及び時の経過による資産除去債務の調整額は、当該資産除去債務に関連する有形固定資産の減価償却費と同じ区分に含めて計上する。 ② 資産除去債務の限行時に認識される資産除去債務に残むる資産除去債務に対応する除去費用に係る費用配分額と同じ区分に含めて計上する。 〈注38〉資産除去債務の決済のために実際に支払われた額との差額は、原則として、当該資産除去債務に対応する除去費用に係る費用配分額と同じ区分に含めて計上する。 〈注38〉資産除去債務の会計処理に関連して、次の事項を注記する。 (1)資産除去債務の合計処理に関連して、次の事項を注記する。 (1)資産除去債務の合計処理に関連して、次の事項を注記する。 (1)資産除去債務の合計処理に関連して、次の事項を注記する。 (1)資産除去債務の合計のを変更したときは、その変更の概要及び影響額

地方独立行政法人会計基準及び注解(一般型)		(参考)独立行政法	人会計基準及び注解
現行	改訂案	改訂前	改訂後
	(5) 資産除去債務は発生しているが、その債務を合理的に見積もることができないため、貸借対照表に資産除去債務を計上していない場合には、当該資産除去債務の概要、合理的に見積もることができない旨及びその理由		(5) 資産除去債務は発生しているが、その債務を合理的に見積もることができないため、貸借対照表に資産除去債務を計上していない場合には、当該資産除去債務の概要、合理的に見積もることができない旨及びその理由
1固定負債に属する負債は、次に掲げる項目の区分に従い、当該負債を示す名称を付した科目をもって表示しなければならない。(1)~(8)(省略) (新設) (9) その他(所設) (9) その他2流動負債に属する負債は、次に掲げる項目の区分に	に従い、当該負債を示す名称を付した科目をもって表示しなければならない。(1)~(8)(省略)(9)<u>資産除去債務</u>(<u>10</u>)その他	 流動負債に属する負債は、次に掲げる項目の区分に従い、当該負債を示す名称を付した科目をもって表示しなければならない。 (1)~(14)(省略) (新設) (15) その他 2 固定負債に属する負債は、次に掲げる項目の区分に 	に従い、当該負債を示す名称を付した科目をもって表示しなければならない。 (1)~(14)(省略) (15) <u>資産除去債務</u> (<u>16</u>)その他 2 固定負債に属する負債は、次に掲げる項目の区分に
もに、「第84 特定の償却資産の減価に係る会計処理」	もに、「第 <u>85</u> 特定の償却資産の減価に係る会計処理」 を行うこととされた償却資産の損益外減価償却相当 額の累計額又は損益外減損損失相当額の累計額 <u>及び</u>	2 資本剰余金は、資本剰余金の総額を表示するとともに、「第 <u>86</u> 特定の償却資産の減価に係る会計処理」を行うこととされた償却資産の損益外減価償却相当額の累計額又は損益外減損損失相当額の累計額を、それぞれ損益外減価償却累計額又は損益外減損損失累計額として控除して表示しなければならない。(注 <u>40</u>) (以下省略)	もに、「第 <u>87</u> 特定の償却資産の減価に係る会計処理」 を行うこととされた償却資産の損益外減価償却相当 額の累計額又は損益外減損損失相当額の累計額 <u>及び</u> 「第91 資産除去債務に係る特定の除去費用等の会計

地方独立行政法人会計基準及び注解(一般型)		(参考)独	立行政法人会計基準及び注解
現行	改訂案	改訂前	改訂後
現行 第58 貸借対照表の様式 1 貸借対照表の標準的な様式は、次のとおりとする。 負債の部 I 固定負債 ・・・・ 引当金 ・追職給付引当金 ・追加退職給付引当金 (何)引当金 (何)引当金 (新設) II 流動負債 ・・・・ 引当金 (何)引当金 (所)引当金 (新設) 純資産の部 II 資本剰余金 資本剰余金	第 <u>59</u> 貸借対照表の様式	歌 1 新 2	歌59 貸借対照表の様式 負債の部 I 流動負債 ・・・・ 引当金 (何)引当金 資産除去債務 II 固定負債 ・・・・ 引当金 追職給付引当金 追加退職給付引当金 (何)引当金 資産除去債務 純資産の部 II 資本剰余金 資本剰余金
資本剰余金 損益外減価償却累計額(一) <u>(新設)</u> 資本剰余金合計 2 公立大学法人の貸借対照表の標準的な様式は、1 にかかわらず、次のとおりとする。 I 固定負債 ・・・・ 引当金 退職給付引当金 (何)引当金 (何)引当金 (新設) II 流動負債 ・・・・ 引当金 (何)引当金 (何)引当金 (新設)	損益外減価償却累計額(一) 損益外減損損失累計額(一) <u>損益外利息費用累計額(一)</u> 資本剰余金合計	資本剰余金 損益外減価償却累計額(一) 損益外減損損失累計額(一) <u>(新設)</u> 民間出えん金 資本剰余金合計	資本剰余金 損益外減価償却累計額(一) 損益外利息費用累計額(一) 民間出えん金 資本剰余金合計

地方独立行政法人会計基準及び注解(一般型)		(参考)独立行政法人会計基準及び注解		
現行	現行		改訂後	
純資産の部 II 資本剰余金 資本剰余金 損益外減価償却累計額(一) 損益外減損損失累計額(一) (新設) 資本剰余金合計	純資産の部 Ⅱ 資本剰余金 資本剰余金 損益外減価償却累計額(一) 損益外減損損失累計額(一) <u>損益外利息費用累計額(一)</u> 資本剰余金合計			
第 <u>64</u> 表示区分 <注 <u>41</u> >投資活動によるキャッシュ・フローの区分に ついて 投資活動によるキャッシュ・フローの区分には、 例えば、次のようなものが記載される。 (1)~(6)(省略) <u>(新設)</u> (7) 利息及び配当金の受取額(公立大学法人に限る。)	第65 表示区分 <注44>投資活動によるキャッシュ・フローの区分について 投資活動によるキャッシュ・フローの区分には、例えば、次のようなものが記載される。(1)~(6)(省略) (7) 資産除去債務の履行による支出 (8) 利息及び配当金の受取額(公立大学法人に限る。)	ついて 1 投資活動によるキャッシュ・フローの区分には、例えば、次のようなものが記載される。 (1)~(6)(省略)	ついて	
のとおりとする。 II 投資活動によるキャッシュ・フロー ・・・・ 施設費の精算による返還金の支出 (新設)	第67 キャッシュ・フロー計算書の様式 1 キャッシュ・フロー計算書の標準的な様式は、次のとおりとする。 II 投資活動によるキャッシュ・フロー ・・・・ 施設費の精算による返還金の支出 資産除去債務の履行による支出 2 公立大学法人のキャッシュ・フロー計算書の標準 的な様式は、1にかかわらず、次のとおりとする。 II 投資活動によるキャッシュ・フロー ・・・・ 施設費の精算による返還金の支出 資産除去債務の履行による支出	第 <u>68</u> キャッシュ・フロー計算書の様式 II 投資活動によるキャッシュ・フロー ・・・・ 施設費の精算による返還金の支出 (新設)	第 <u>69</u> キャッシュ・フロー計算書の様式 II 投資活動によるキャッシュ・フロー ・・・・ 施設費の精算による返還金の支出 <u>資産除去債務の履行による支出</u>	
第 <u>67</u> 注記事項 <注 <u>44</u> >重要な非資金取引について キャッシュ・フロー計算書に注記すべき重要な非 資金取引には、例えば、次のようなものがある。 (1)~(4)(省略) <u>(新設)</u>	第 <u>68</u> 注記事項 <注 <u>47</u> >重要な非資金取引について キャッシュ・フロー計算書に注記すべき重要な非 資金取引には、例えば、次のようなものがある。 (1)~(4)(省略) (5) 重要な資産除去債務の計上	第 <u>69</u> 注記事項 <注 <u>48</u> >重要な非資金取引について キャッシュ・フロー計算書に注記すべき重要な非 資金取引には、例えば、次のようなものがある。 (1)~(3)(省略) <u>(新設)</u>	第70 注記事項 <注51>重要な非資金取引について キャッシュ・フロー計算書に注記すべき重要な非 資金取引には、例えば、次のようなものがある。 (1)~(3)(省略) (4) 重要な資産除去債務の計上	

地方独立行政法人会計劃	地方独立行政法人会計基準及び注解(一般型)		(参考)独立行政法人会計基準及び注解	
現行	改訂案	改訂前	改訂後	
第 <u>73</u> 表示区分 1 行政サービス実施コスト計算書は、コストの発生 原因ごとに、業務費用、損益外減価償却相当額、損 益外減損損失相当額、引当外賞与見積額、引当外退 職給付増加見積額、機会費用及び(控除)設立団体 納付額に区分して表示しなければならない。 (以下省略)	原因ごとに、業務費用、損益外減価償却相当額、損益外減損損失相当額、損益外利息費用相当額、引当	原因ごとに、業務費用、損益外減価償却相当額、損益外減損損失相当額、引当外賞与見積額、引当外退職給付増加見積額、機会費用、(控除)法人税等及び	益外減損損失相当額、損益外利息費用相当額、引当	
 1 行政サービス実施コスト計算書の標準的な様式は、次のとおりとする。 I 業務費用 ・・・・ II 損益外減価償却相当額 III 損益外減損損失相当額 (新設) IV 引当外賞与見積額 V 引当外退職給付増加見積額 VI 機会費用 VII (控除)設立団体納付額 VIII 行政サービス実施コスト 	第75 行政サービス実施コスト計算書の様式 1 行政サービス実施コスト計算書の標準的な様式は、次のとおりとする。 I 業務費用 ・・・・ Ⅱ 損益外減価償却相当額 Ⅲ 損益外減損損失相当額 Ⅳ 損益外利息費用相当額 ☑ 付当外退職給付増加見積額 ☑ 機会費用 ☑ (控除)設立団体納付額 区 つ立大学法人の行政サービス実施コスト計算書の標準的な様式は、1にかかわらず、次のとおりとする。 I 業務費用 ・・・ Ⅱ 損益外減損損失相当額 Ⅲ 損益外減損損失相当額 Ⅲ 損益外減損損失相当額 Ⅲ 損益外減損損失相当額 Ⅳ 引当外遺職給付増加見積額 Ⅳ 引当外遺職給付増加見積額 Ⅳ 引当外遺職給付増加見積額 Ⅳ 引当外退職給付増加見積額 ☑ 機会費用 Ⅲ (控除)設立団体納付額 区 行政サービス実施コスト	第76 行政サービス実施コスト計算書の様式 I 業務費用 ・・・・ Ⅱ 損益外減価償却相当額 Ⅲ 損益外減損損失相当額 <u>(新設)</u> Ⅳ 引当外賞与見積額 Ⅴ 引当外退職給付増加見積額 Ⅴ 引当外退職給付増加見積額 Ⅳ 機会費用 Ⅶ (控除) 法人税等及び国庫納付額 Ⅲ 行政サービス実施コスト	第77 行政サービス実施コスト計算書の様式 I 業務費用 ・・・・ II 損益外減価償却相当額 III 損益外減損損失相当額 IV 損益外利息費用相当額 V 引当外賞与見積額 VI 引当外退職給付増加見積額 VIII 機会費用 VIIII 機会費用 VIIII (控除) 法人税等及び国庫納付額 IX 行政サービス実施コスト	
第 <u>75</u> 注記事項 <注 <u>45</u> >機会費用計算の注記について (1)(省略)	第 <u>76</u> 注記事項 <注 <u>48</u> >機会費用計算の注記について (1)(省略)	第 <u>77</u> 注記事項 <注 <u>49</u> >機会費用計算の注記について (1)(省略)	第 <u>78</u> 注記事項 <注 <u>52</u> >機会費用計算の注記について (1)(省略)	

地方独立行政法人会計基準及び注解(一般型)		(参考)独立行政法人会計基準及び注解	
現行	改訂案	改訂前	改訂後
(2) 地方公共団体出資の機会費用は、資本金のうち地方公共団体出資金の合計額に「第78 運営費交付金の会計処理」、「第79 施設費の会計処理」及び「第80 補助金等の会計処理」による会計処理を行った結果資本剰余金に計上された額を加算し、「第84 特定の償却資産の減価に係る会計処理」による損益外減価償却累計額(目的積立金を財源として取得した償却資産に係る損益外減価償却累計額を除く。)、損益外減損損失累計額を控除した地方公共団体出資等の純額に一定の利率を乗じて計算する。(以下省略)	地方公共団体出資金の合計額に「第 <u>79</u> 運営費交付金の会計処理」、「第 <u>80</u> 施設費の会計処理」及び「第 <u>81</u> 補助金等の会計処理」による会計処理を行った 結果資本剰余金に計上された額を加算し、「第 <u>85</u> 特定の償却資産の減価に係る会計処理」による損 益外減価償却累計額(目的積立金を財源として取得	資本金のうち政府出資金及び地方公共団体出資金の合計額に「第80 運営費交付金の会計処理」、「第81 施設費の会計処理」及び「第82 補助金等の会計処理」による会計処理を行った結果資本剰余金に計上された額を加算し、「第86 特定の償却資産の減価に係る会計処理」による損益外減価償却累計額(目的積立金を財源として取得した償却資産に係る損益外減価償却累計額を除く。)、損益外減損損失累計額を控除した政府出資及び地方公共団体出資等の純額に一定の利率を乗じて計算する。	(2) 政府出資又は地方公共団体出資等の機会費用は、資本金のうち政府出資金及び地方公共団体出資金の合計額に「第81 運営費交付金の会計処理」、「第82 施設費の会計処理」及び「第83 補助金等の会計処理」による会計処理を行った結果資本剰余金に計上された額を加算し、「第87 特定の償却資産の減価に係る会計処理」による損益外減価償却累計額(目的積立金を財源として取得した償却資産に係る損益外減価償却累計額を除く。)、損益外減損損失累計額及び「第91 資産除去債務に係る特定の除去費用等の会計処理」による損益外減価償却累計額及び損益外利息費用累計額を控除した政府出資及び地方公共団体出資等の純額に一定の利率を乗じて計算する。(以下省略)
一 地方独立行政法人は、貸借対照表及び損益計算書等 の内容を補足するため、次の事項を明らかにした附属	の内容を補足するため、次の事項を明らかにした附属 明細書を作成しなければならない。(注 <u>49</u>)	独立行政法人は、貸借対照表及び損益計算書等の内容を補足するため、次の事項を明らかにした附属明細書を作成しなければならない。(注50) (1) 固定資産の取得及び処分並びに減価償却費(「第86 特定の償却資産の減価に係る会計処理」による損益外減価償却相当額も含む。)の明細並びに減損損失累計額 (2)~(6)(省略)(新設)(7)法令に基づく引当金等の明細(8)保証債務の明細(9)資本金及び資本剰余金の明細(10)積立金等の明細及び目的積立金の取崩しの明細	容を補足するため、次の事項を明らかにした附属明細書を作成しなければならない。(注 <u>53</u>) (1) 固定資産の取得及び処分並びに減価償却費(「第
限る。) (15) 上記以外の主な資産、負債、費用及び収益の明 細	限る。) (16) 上記以外の主な資産、負債、費用及び収益の明 細	(15) 上記以外の主な資産、負債、費用及び収益の明 細	(16) 上記以外の主な資産、負債、費用及び収益の明 細

地方独立行政	地方独立行政法人会計基準及び注解(一般型)		立行政法人会計基準及び注解
現行	現行		改訂後
	第88 資産除去債務に係る特定の除去費用等の会計処理 地方独立行政法人が保有する有形固定資産に係る資産除去債務に対応する除去費用等(「第37 資産除去債務に係る会計処理」において定める資産除去債務に対応する除去費用に係る費用配分額及び時の経過による資産除去債務の調整額をいう。以下同じ。)のうち、当該費用に対応すべき収益の獲得が予定されていないものとして特定された除去費用等については、損益計算上の費用には計上せず、資本剰余金を減額するものとする。(注61) <注61>特定の除去費用等の会計処理について 1 業務の財源を運営費交付金等に依存する地方独立行政法人においては、除去費用等の発生期間における当該費用については、通常は運営費交付金等に基づく収益以外の収益によって充当することも必ずしも予定されていない。このような除去費用等については、各期間に対応させるべき収益が存在するものではなく、また、地方独立行政法人の運営責任という観点	(参考)独立	プリング では、
	からも、その範囲外にあると考えることもできる。 このため、このような除去費用等は損益計算上の費 用には計上せず、地方独立行政法人の資本剰余金を 直接減額することによって処理するものとする。こ の取扱いは、資産除去債務の負債計上時までに別途 特定された除去費用等に限り行うものとする。 2 貸借対照表の資本剰余金の区分においては、「第8 8 資産除去債務に係る特定の除去費用等の会計処 理」に基づく除去費用に係る減価償却の費用配分額 は損益外減価償却相当額の累計額を、時の経過によ る資産除去債務の調整額は損益外利息費用相当額の 累計額をそれぞれ表示しなければならない。 3 当該特定された除去費用等については、資産除去 の実行時において、その実際の発生額を損益計算書 上の費用に計上するものとする。		その範囲外にあると考えることもできる。このため、このような除去費用等は損益計算上の費用には計上せず、独立行政法人の資本剰余金を直接減額することによって処理するものとする。この取扱いは、資産除去債務の負債計上時までに別途特定された除去費用等に限り行うものとする。 2 貸借対照表の資本剰余金の区分においては、「第911 資産除去債務に係る特定の除去費用等の会計処理」に基づく除去費用に係る減価償却の費用配分額は損益外減価償却相当額の累計額を、時の経過による資産除去債務の調整額は損益外利息費用相当額の累計額をそれぞれ表示しなければならない。 3 当該特定された除去費用等については、資産除去の実行時において、その実際の発生額を損益計算書上の費用に計上するものとする。

地方独立行政法人会計基準及び注解(一般型)		(参考) 独立行政法人会計基準及び注解	
現行	改訂案	改訂前	改訂後
4. 地方独立行政法人及び持分法適用会社の会計処理の	統一		
第95 会計処理の原則及び手続 1 同一環境下で行われた同一の性質の取引等について、地方独立行政法人及び特定関連会社が採用する会計処理の原則及び手続は、「第11節 地方独立行政法人固有の会計処理」に定めるものを除き、原則として独立行政法人の会計処理に統一しなければならない。(注63) 2 会計処理の原則及び手続で地方独立行政法人及び特定関連会社との間で特に異なるものがあるときは、その概要を注記しなければならない。 <注63>会計処理の原則及び手続で地方独立行政法人及び特定関連会社との間で特に異なるものがあるときは、その概要を注記しなければならない。 <注23>会計処理の統一について 1 資産の評価方法及び固定資産の減価償却の方法についる大の時間と労力を要するため、統一が困難な場合には、統一をしないことができる。 2 特定関連会社に対する地方独立行政法人の出資が、当該特定関連会社が行う研究開発事業等に要すれる場合であって、当該特定関連会社が、当該特定関連会社が、当該特定関連会社の会計処理が当該他の民間会社の会計処理に統一することが困難な場合等合理的理定に対しており、地方独立行政法人の会計処理に統一することが困難な場合等合理的理由状況に関りにおいて、会計処理の統一を行わないことができる。3 上記の場合においては、会計処理の概要を注記しなければならない。	て、地方独立行政法人及び関係会社が採用する会計 処理の原則及び手続は、「第11節 地方独立行政法人 固有の会計処理」に定めるものを除き、原則として 独立行政法人の会計処理に統一しなければならない。 (注67) 2 会計処理の原則及び手続で地方独立行政法人及び 関係会社との間で特に異なるものがあるときは、その概要を注記しなければならない。 <注67>会計処理の統一について 1 資産の評価方法及び固定資産の減価償却の方法に ついても、本来統一することが望ましいが、事務処 理に多大の時間と労力を要するため、統一が困難な 場合には、統一をしないことができる。	 処理の原則及び手続は、「第11章 独立行政法人の会計処理」に定めるものを除き、原則として独立行政法人の会計処理に統一しなければならない。(注 76) 2 会計処理の原則及び手続で独立行政法人及び特定関連会社との間で特に異なるものがあるときは、その概要を注記しなければならない。 〈注76〉会計処理の統一について 1 資産の評価方法及び固定資産の減価償却の方法についても、本来統一することが望ましいが、困難な場合には、統一をしないことができる。 2 特定関連会社に対する独立行政法人の出資が、資金性に対する独立行政法人の出資が、資金性に対する独立行政法人の民間会社と共同して実施される間会社の共同会社として他の民間会社と共同して実施される民間会社の持分法適用会社に該当するため、当該特定関連会社がの会計処理に統一されており、独立行政法人の会計処理に統一されており、独立行政法人の会計処理に統定とが困難な場合等合理的理由がある場合には、民間の財政状態及び運営状況に関する国民その他の利害関係者の判断を誤らせない限りにおいて、会計処理の統一を行わないことができる。 3 上記の場合においては、会計処理の統一が困難な 	て、独立行政法人及び関係会社が採用する会計処理の原則及び手続は、「第11章 独立行政法人固有の会計処理」に定めるものを除き、原則として独立行政法人の会計処理に統一しなければならない。(注 85) 法人の会計処理に統一しなければならない。(注 85) 会社との間で特に異なるものがあるときは、その概要を注記しなければならない。 (注 85) 会計処理の統一について (注 85) と会計処理の統一が困難な場合には、統一をしないことができる。 (注 85) と対しても、本来統一することができる。 (注 85) と対しても、本来統一することができる。 (注 85) と対しても、本来統一することができる。 (注 85) と対しても、本来統一は、当該関係会社のが、当該関係会社のの出資が、当該関係会社のの民間会社と共同して実施される場合で分法選当該他の民間会社の会計処理に統一することが困難な場合等合理的理由がある場合には、関係法人集団の利害関係者の判断を誤らせない限りにおいて、会計処理の統一を行わないことができる。 (注 85) とができる。 (注 85) とができる。 (注 85) と対しても、当該関係会社の、当該関係会社のの民間会社の、当該関係会社の、当該関係会社の、対域と対域と対域と対域と対域と対域と対域と対域と対域と対域と対域と対域と対域と対
第 <u>116</u> 連結財務諸表の注記 連結財務諸表には、次の事項を注記しなければならない。		第 <u>128</u> 連結財務諸表の注記 連結財務諸表には、次の事項を注記しなければなら ない。	第 <u>132</u> 連結財務諸表の注記 連結財務諸表には、次の事項を注記しなければならない。

地方独立行政法人会計基準及び注解(一般型)		(参考)独立行政法人会計基準及び注解	
現行	改訂案	改訂前	改訂後
(3) 会計処理の原則及び手続等 ア (省略) イ <u>特定関連会社</u> の採用する会計処理の原則及び 手続で地方独立行政法人及び <u>特定関連会社</u> との 間で特に異なるものがあるときは、その概要 (以下省略)			(3) 会計処理の原則及び手続等 ア (省略) イ <u>関係会社</u> の採用する会計処理の原則及び手続 で独立行政法人及び <u>関係会社</u> との間で特に異な るものがあるときは、その概要 (以下省略)

5. 連結損益計算書における表示区分の追加(少数株主損益調整前当期純利益の表示)

第107 表示区分

の区分を設けなければならない。

経常損益計算の区分は、連結法人の業務活動から 生じた費用及び収益等を記載して経常損益を表示す るものとする。

純損益計算の区分は、経常損益計算の結果を受け て、臨時利益及び臨時損失を記載して税金等調整前 当期純利益を表示し、これに法人税、住民税及び事 業税、法人税等調整額及び少数株主持分損益を加減 して当期純損益を表示するものとする。

純損益計算の結果を受けて、目的積立金取崩額等 を表示し、当期総利益を表示するものとする。

2 (省略)

第109 表示区分

の区分を設けなければならない。

経常損益計算の区分は、連結法人の業務活動から 生じた費用及び収益等を記載して経常損益を表示す るものとする。

純損益計算の区分は、経常損益計算の結果を受け て、臨時利益及び臨時損失を記載して税金等調整前 当期純利益を表示し、これに法人税、住民税及び事 業税、法人税等調整額を加減して、少数株主損益調 整前当期純利益を表示する。これに、少数株主持分 損益を加減して当期純損益を表示するものとする。

純損益計算の結果を受けて、目的積立金取崩額等 を表示し、当期総利益を表示するものとする。

2 (省略)

第119 表示区分

の区分を設けなければならない。

経常損益計算の区分は、連結法人の業務活動から 生じた費用及び収益等を記載して経常損益を表示す るものとする。

純損益計算の区分は、経常損益計算の結果を受け て、臨時利益及び臨時損失を記載して税金等調整前 当期純利益を表示し、これに法人税、住民税及び事 業税、法人税等調整額及び少数株主持分損益を加減 して当期純損益を表示するものとする。

純損益計算の結果を受けて、目的積立金取崩額等 を表示し、当期総利益を表示するものとする。

2 (省略)

第123 表示区分

1 連結損益計算書は、経常損益計算及び純損益計算 1 連結損益計算書は、経常損益計算及び純損益計算 1 連結損益計算書は、経常損益計算及び純損益計算 1 連結損益計算書は、経常損益計算及び純損益計算 の区分を設けなければならない。

> 経常損益計算の区分は、連結法人の業務活動から 生じた費用及び収益等を記載して経常損益を表示す るものとする。

> 純損益計算の区分は、経常損益計算の結果を受け て、臨時利益及び臨時損失を記載して税金等調整前 当期純利益を表示し、これに法人税、住民税及び事 業税、法人税等調整額を加減して、少数株主損益調 整前当期純利益を表示する。これに、少数株主持分 損益を加減して当期純損益を表示するものとする。

> 純損益計算の結果を受けて、目的積立金取崩額等 を表示し、当期総利益を表示するものとする。

2 (省略)

6. リース取引に関する会計基準の改正に伴う注解事項記載の削除

第29 リース資産の会計処理

<注21>リース資産の表示方法について

づくリース期間の中途において当該契約を解除する ことができないリース取引又はこれに準ずるリース 取引で、借り手が、当該契約に基づき使用する物件(以 下「リース物件」という。)からもたらされる経済的 便益を実質的に享受することができ、かつ、当該リ ース物件の使用に伴って生じるコストを実質的に負 担することとなるリース取引をいう。オペレーティ ング・リース取引とは、ファイナンス・リース取引 以外のリース取引をいう。

第29 リース資産の会計処理

<注21>リース取引について

1 ファイナンス・リース取引とは、リース契約に基 1 ファイナンス・リース取引とは、リース契約に基 1 ファイナンス・リース取引とは、リース契約に基 1 ファイナンス・リース取引とは、リース契約に基 づくリース期間の中途において当該契約を解除する ことができないリース取引又はこれに準ずるリース 取引で、借り手が、当該契約に基づき使用する物件(以 下「リース物件」という。)からもたらされる経済的 便益を実質的に享受することができ、かつ、当該リ ース物件の使用に伴って生じるコストを実質的に負 担することとなるリース取引をいう。オペレーティ ング・リース取引とは、ファイナンス・リース取引 以外のリース取引をいう。

第33 リース資産の会計処理

<注25>リース資産の表示方法について

づくリース期間の中途において当該契約を解除する ことができないリース取引又はこれに準ずるリース 取引で、借り手が、当該契約に基づき使用する物件(以 下「リース物件」という。)からもたらされる経済的 便益を実質的に享受することができ、かつ、当該リ ース物件の使用に伴って生じるコストを実質的に負 担することとなるリース取引をいう。オペレーティ ング・リース取引とは、ファイナンス・リース取引 以外のリース取引をいう。

第33 リース資産の会計処理

<注25>リース取引について

づくリース期間の中途において当該契約を解除する ことができないリース取引又はこれに準ずるリース 取引で、借り手が、当該契約に基づき使用する物件(以 下「リース物件」という。)からもたらされる経済的 便益を実質的に享受することができ、かつ、当該リ ース物件の使用に伴って生じるコストを実質的に負 担することとなるリース取引をいう。オペレーティ ング・リース取引とは、ファイナンス・リース取引 以外のリース取引をいう。

地方独立行政法人会計基準及び注解(一般型)		(参考)独立行政法人会計基準及び注解	
現行	改訂案	改訂前	改訂後
2 地方独立行政法人におけるファイナンス・リース 取引の会計基準については、地方独立行政法人が公 共性等共通の性格を持ち、一の統一した制度の下に 存在するものであって、その比較可能性を考慮した 場合、企業会計原則では認められている「通常の賃 貸借取引に係る方法に準じた会計処理」を選択的に 認めることは適切ではないことから、通常の売買取 引に係る方法に準じた処理を行うものとする。	_(削除)	2 独立行政法人におけるファイナンス・リース取引の会計基準については、独立行政法人が公共性等共通の性格を持ち、一の統一した制度の下に存在するものであって、その比較可能性を考慮した場合、企業会計原則では認められている「通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理」を選択的に認めることは適切ではないことから、通常の売買取引に係る方法に準じた処理を行うものとする。	(削除)

⁽注) 上記のほか、基準及び注解の新設により、それ以降の基準番号等を繰り下げる。

「地方独立行政法人会計基準」及び「注解」の改訂案 新旧対照表【公営企業型】

地方独立行政法人会計基準及び注解(公営企業型)		(参考)独立行政法	人会計基準及び注解			
現行	改訂案	改訂前	改訂後			
1. 金融商品の時価等の開示に関する注記 2. 賃貸等不動産の時価等の開示に関する注記						
第 <u>76</u> 注記 1 (省略) 2 重要な会計方針に係る注記事項は、まとめて記載するものとする。その他の注記事項についても、重要な会計方針の注記の次に記載することができる。 (注 <u>49</u>)(注 <u>50</u>)(注 <u>51</u>) <u>(新設)</u> (新設)	第 <u>77</u> 注記 1 (省略) 2 重要な会計方針に係る注記事項は、まとめて記載するものとする。その他の注記事項についても、重要な会計方針の注記の次に記載することができる。(注 <u>53</u>)(注 <u>54</u>)(注 <u>55</u>)(注 <u>56</u>)(注 <u>57</u>) <注 <u>56</u> >金融商品の時価等に関する注記 保有する金融商品については、期末の時価等について注記する。 <注 <u>57</u> >賃貸等不動産の時価等に関する注記 賃貸等不動産を保有している場合には、期末の時価等について注記する。	第 <u>79</u> 注記 1 (省略) 2 重要な会計方針に係る注記事項は、まとめて記載するものとする。その他の注記事項についても、重要な会計方針の注記の次に記載することができる。 (注 <u>51</u>)(注 <u>52</u>)(注 <u>53</u>)(注 <u>54</u>) <u>(新設)</u> (新設)	第80 注記 1 (省略) 2 重要な会計方針に係る注記事項は、まとめて記載するものとする。その他の注記事項についても、重要な会計方針の注記の次に記載することができる。(注54)(注55)(注56)(注57)(注58)(注59) <注58>金融商品の時価等に関する注記 保有する金融商品については、期末の時価等について注記する。 <注59>賃貸等不動産の時価等に関する注記 賃貸等不動産を保有している場合には、期末の時価等について注記する。			
3. 資産除去債務の会計処理						
第15 固定負債 次に掲げる負債は、固定負債に属するものとする。 (注11)	 第15 固定負債 次に掲げる負債は、固定負債に属するものとする。 (注11) (10) 資産除去債務。ただし、流動負債として計上されるものを除く。 (11) その他の負債で流動負債に属しないもの 	第16固定負債 次に掲げる負債は、固定負債に属するものとする。 (注9) (新設)(9)その他の負債で流動負債に属しないもの	 第16 固定負債 次に掲げる負債は、固定負債に属するものとする。 (注9) (9) 資産除去債務。ただし、流動負債として計上されるものを除く。 (10) その他の負債で流動負債に属しないもの 			
第16 流動負債 次に掲げる負債は、流動負債に属するものとする。 (注12) (注13) (注14) (1)~(14) (省略)	第16 流動負債 次に掲げる負債は、流動負債に属するものとする。 (注12)(注13)(注14) (1)~(14)(省略) (15) 資産除去債務で一年以内に履行が見込まれるも の (16) その他の負債で一年以内に支払又は返済される と認められるもの	第15 流動負債 次に掲げる負債は、流動負債に属するものとする。 (注9) (1)~(13)(省略) <u>(新設)</u> (14) その他の負債で一年以内に支払又は返済されると認められるもの	 第15 流動負債 次に掲げる負債は、流動負債に属するものとする。 (注9) (1)~(13)(省略) (14) 資産除去債務で一年以内に履行が見込まれるも の (15) その他の負債で一年以内に支払又は返済されると認められるもの 			
第21 費用の定義 <注17>公営企業型地方独立行政法人の費用の定義から除かれる事例について	第21 費用の定義 <注17>公営企業型地方独立行政法人の費用の定義から除かれる事例について	第20 費用の定義 <注14>独立行政法人の費用の定義から除かれる事例 について	第20 費用の定義 <注14>独立行政法人の費用の定義から除かれる事例 について			

地方独立行政法人会計基準及び注解(公営企業型)		(参考)独立行政法人会計基準及び注解	
現行	改訂案	改訂前	改訂後
資本取引として公営企業型地方独立行政法人の費用から除外されるものの例は、以下のとおり。 (1)~(3) (省略) (新設)	資本取引として公営企業型地方独立行政法人の費用から除外されるものの例は、以下のとおり。(1)~(3) (省略) (4) 「第88 特定施設である有形固定資産の除去費用等の会計処理」を行うこととされた除去費用等に係る減価償却相当額及び利息費用相当額	るものの例は、以下のとおり。 (1)~(3) (省略) <u>(新設)</u>	資本取引として独立行政法人の費用から除外されるものの例は、以下のとおり。 (1)~(3) (省略) (4) 「第91 資産除去債務に係る特定の除去費用等の会計処理」を行うこととされた除去費用等に係る減価償却相当額及び利息費用相当額
第24 行政サービス実施コスト 次に掲げるコストは、行政サービス実施コストに属するものとする。 (1)~(4) (省略) <u>(新設)</u>		第24 行政サービス実施コスト 次に掲げるコストは、行政サービス実施コストに属するものとする。 (1)~(6) (省略) <u>(新設)</u>	第24 行政サービス実施コスト 次に掲げるコストは、行政サービス実施コストに属するものとする。 (1)~(6) (省略) (7) 「第91 資産除去債務に係る特定の除去費用等の 会計処理」を行うこととされた除去費用等に係る 減価償却相当額及び利息費用相当額
(新設)	1 資産除去債務に係る会計処理 1 資産除去債務は、有形固定資産の取得、建設、開発又は通常の使用によって発生した時に負債として計上する。なお、資産除去債務の発生時に、当該債務の金額を合理的に見積もることができない場合には、これを計上せず、当該債務額を合理的に見積もることができるようになった時点で負債として計上するものとする。(注36)(注37)(注38) 2 資産除去債務はそれが発生した時に、有形固定資産の除去に要する割引前の将来キャッシュ・フローを見積り、割引後の金額(割引価値)で算定する。3 資産除去債務に対応する除去費用は、資産除去債務に対応する除去費用は、資産除去債務に対応する除去費用は、減価償却を通じて、当該有形固定資産の秩存耐用年数にわたり、各期に費用配分するものとする。4 時の経過による資産除去債務の調整額は、その発生時の費用として処理する。当該調整額は、期首の負債の帳簿価額に当初負債計上時の割引率を乗じて算定するものとする。		第39 資産除去債務に係る会計処理 1 資産除去債務は、有形固定資産の取得、建設、開発又は通常の使用によって発生した時に負債として計上する。なお、資産除去債務の発生時に、当該債務の金額を合理的に見積もることができない場合には、これを計上せず、当該債務額を合理的に見積もることができるようになった時点で負債として計上するものとする。(注36)(注37)(注38) 2 資産除去債務はそれが発生した時に、有形固定資産の除去に要する割引前の将来キャッシュ・フローを見積り、割引後の金額(割引価値)で算定する。3 資産除去債務に対応する除去費用は、資産除去債務に対応する除去費用は、資産除去債務に対応する除去費用は、資産計上された資産除去債務に対応する除去費用は、減価償却を通じて、当該有形固定資産の残存耐用年数にわたり、各期に費用配分するものとする。 4 時の経過による資産除去債務の調整額は、その発生時の費用として処理する。当該調整額は、期首の負債の帳簿価額に当初負債計上時の割引率を乗じて算定するものとする。

現行	
	改訂前
 < 注流6〉答應除去債務とは、有形同定資産の取得、建設、 関係又は通常の使用によって年に、当該有形因定資 整の貯去に関して安全で見収割で要求される意味上 の適務及びそれに筆するものをいう。この場合の込 楚上の義務及びまれに筆するものをいう。この場合の込 楚上の義務及びまなとき。有形固定資産の除去その ものは義務でなくとも。有形固定資産の除去その ものは義務でなくとも。有形固定資産を放去する際 に当該本形画定額に使用されている有害物質室を 法律等の要求による特別の方法で除去するという義 務ら含まれる。 2 有形固定資産の除去とは、有形固定資産を出役提供から除外することをいう(一時的に除外する場合 を除く。)、除去の具体的な態能としては、爱鬼、魔 裏、リサイクルで他の方法による場外等が含まれるが、転用や用途度更は含まれない。 <注示〉除去費用等の損益計算書上の表示について。 宜鑑計上された空業除去債務に対話する除去費用 定任る費用配分無理し時の経過による資産除去債務 の調整額は、当該資産除去債務に関話する有形固定 資産の速価値重要と同じ区分に含めて計上する。 2 空運除去債務の資本の対定部とは、原則として、当該資産除去債務 度成と資産除去債務の決済のために実際に支払われた額との差額は、原則として、当該資産除土債務に 対応する除去費用に係る費用配分額と同じ区分に含めて計上する。 <注※2 資産除去債務の表示の計算と同じ区分に含めて計上する。 <注※3 資産除去債務の場所に係る注意について 資産除去債務の会計処理に関連して、次の事項を注 支する。 < 注※3 資産除去債務の財務の係の計処理に関連して、次の事項を注 支する。 < 注※3 資産除去債務の自分組工に関連して、次の事項を注 支する。 < 注※3 資産除去債務の申別理に関連して、次の事項を注 支する。 < 注※3 資産除去債務の中容についての簡潔な設門 (2) 支出後生までの見込期間、適用した割引率等の 前提条件 (3) 資産除去債務の規可を変更したときは、その 変更の機要及が影響額 	(注36) 資産除去債務について 1 資産除去債務とは、有形固定資産の取得、建設、開発又は通常の使用によって生じ、当該有形固定資産の除去に関して法令又は契約で要求される法律上の義務及びそれに準ずるものをいう。この場合の法律上の義務及びそれに準ずるものをいう。この場合の法律上の義務及びそれに準ずるものには、有形固定資産を除去する義務のほか、有形固定資産を除去するとのものは義務でなくとも、有形固定資産を除去するとかう義務も含まれる。 2 有形固定資産の除去とは、有形固定資産を用役提供から除外することをいう(一時的に除外する場合を除く。)。除去の具体的な態様としては、売却、廃棄、リサイクルその他の方法による処分等が含まれるが、転用や用途変更は含まれない。 (注37)除去費用等の損益計算書上の表示について1 資産計上された資産除去債務に関連する有形固定資産の減価値却費と同じ区分に含めて計上する。 2 資産除法債務の履行時に認識される資産除去債務で属却費と同じ区分に含めて計上する。 2 資産除法債務の機行時に認識される資産除去債務で、支債を支援を表して、当該資産除去債務で、支援を表して、当該資産除去債務で、支援を表して、当該資産除去債務で、支援を表して、当該資産除去債務に係る性配について資産除去債務に係る性配について資産除去債務の会計処理に関連して、次の事項を注配する。 (注38)資産除去債務の人容についての簡潔な説明 (2)支出発生までの見込期間、適用した割引率等の前提条件(3)資産除去債務の総額の期中における増減内容(4)資産除去債務の総額の期中における増減内容(4)資産除去債務の総額の期中における増減内容(4)資産除去債務の総額の期中における増減内容

地方独立行政法人会計基準及び注解(公営企業型)		(参考)独立行政法人会計基準及び注解	
現行	改訂案	改訂前	改訂後
	(5) 資産除去債務は発生しているが、その債務を合理的に見積もることができないため、貸借対照表に資産除去債務を計上していない場合には、当該資産除去債務の概要、合理的に見積もることができない旨及びその理由		(5) 資産除去債務は発生しているが、その債務を合理的に見積もることができないため、貸借対照表に資産除去債務を計上していない場合には、当該資産除去債務の概要、合理的に見積もることができない旨及びその理由
 □ 固定負債に属する負債は、次に掲げる項目の区分に従い、当該負債を示す名称を付した科目をもって表示しなければならない。 (1)~(8)(省略) (新設) (9) その他 2 流動負債に属する負債は、次に掲げる項目の区分に 	に従い、当該負債を示す名称を付した科目をもって表示しなければならない。(1)~(8)(省略)(9)<u>資産除去債務</u>(<u>10</u>)その他	 流動負債に属する負債は、次に掲げる項目の区分に従い、当該負債を示す名称を付した科目をもって表示しなければならない。 (1)~(14)(省略) (新設) (15) その他 2 固定負債に属する負債は、次に掲げる項目の区分に 	に従い、当該負債を示す名称を付した科目をもって表示しなければならない。 (1)~(14)(省略) (15) <u>資産除去債務</u> (<u>16</u>)その他 2 固定負債に属する負債は、次に掲げる項目の区分に
もに、「第84 特定の償却資産の減価に係る会計処理」	もに、「第 <u>85</u> 特定の償却資産の減価に係る会計処理」 を行うこととされた償却資産の損益外減価償却相当 額の累計額又は公営企業型地方独立行政法人に適用 させる固定資産の減損に係る会計基準「第15 特定施 設である固定資産の減損に係る会計処理」を行うこ ととされた固定資産の損益外減損損失相当額の累計 額及び「第88 特定施設である有形固定資産の除去費	額の累計額又は損益外減損損失相当額の累計額を、 それぞれ損益外減価償却累計額又は損益外減損損失 累計額として控除して表示しなければならない。(注 40) (以下省略)	

地方独立行政法人会計基準及び注解(公営企業型)		(参考)独立行政法人会計基準及び注解	
現行	改訂案	改訂前	改訂後
第 <u>56</u> 貸借対照表の様式 1 貸借対照表の標準的な様式は、次のとおりとする。 負債の部 I 固定負債 ・・・・ 引当金 退職給付引当金 追加退職給付引当金 (何)引当金 (新設) II 流動負債 ・・・・ 引当金 (何)引当金 (何)引当金	第57 貸借対照表の様式 1 貸借対照表の標準的な様式は、次のとおりとする。 負債の部 I 固定負債 ・・・・ 引当金 退職給付引当金 追加退職給付引当金 (何)引当金 資産除去債務 II 流動負債 ・・・・ 引当金 (何)引当金	第58 貸借対照表の様式 負債の部 I 流動負債 ・・・・ 引当金 (何)引当金 (新設) II 固定負債 ・・・・ 引当金 退職給付引当金 追加退職給付引当金 (何)引当金	第 <u>59</u> 貸借対照表の様式 負債の部 I 流動負債
(新設) 純資産の部 Ⅲ 資本剰余金 資本剰余金 損益外減価償却累計額(一) 損益外減損損失累計額(一) (新設) 資本剰余金合計	資産除去債務 純資産の部 Ⅲ 資本剰余金 資本剰余金 損益外減価償却累計額(一) 損益外減損損失累計額(一) 損益外利息費用累計額(一) 資本剰余金合計	(新設) 純資産の部 Ⅲ 資本剰余金 資本剰余金 損益外減価償却累計額(一) 損益外減損損失累計額(一) (新設) 民間出えん金 資本剰余金合計	資産除去債務 純資産の部 Ⅲ 資本剰余金 資本剰余金 損益外減価償却累計額(一) 損益外減損損失累計額(一) 損益外利息費用累計額(一) 民間出えん金 資本剰余金合計
第 <u>64</u> 表示区分 <注 <u>43</u> >投資活動によるキャッシュ・フローの区分について 投資活動によるキャッシュ・フローの区分には、 例えば、次のようなものが記載される。 (1)~(11)(省略) <u>(新設)</u>	第 <u>65</u> 表示区分 <注 <u>47</u> >投資活動によるキャッシュ・フローの区分について 投資活動によるキャッシュ・フローの区分には、例えば、次のようなものが記載される。 (1)~(11)(省略) (12) 資産除去債務の履行による支出	第 <u>66</u> 表示区分 <注 <u>45</u> >投資活動によるキャッシュ・フローの区分について 1 投資活動によるキャッシュ・フローの区分には、例えば、次のようなものが記載される。 (1)~(6)(省略) _(新設) 2 (省略)	第 <u>67</u> 表示区分 <注 <u>48</u> >投資活動によるキャッシュ・フローの区分について 1 投資活動によるキャッシュ・フローの区分には、例えば、次のようなものが記載される。 (1)~(6)(省略) (7)資産除去債務の履行による支出 2 (省略)

地方独立行政法人会計基準	単及び注解(公営企業型) 単ので注解(公営企業型)	(参考)独立行政法人会計基準及び注解		
現行	改訂案	改訂前	改訂後	
第 <u>66</u> キャッシュ・フロー計算書の様式 1 キャッシュ・フロー計算書の標準的な様式は、次 のとおりとする。	第 <u>67</u> キャッシュ・フロー計算書の様式 1 キャッシュ・フロー計算書の標準的な様式は、次 のとおりとする。	第68 キャッシュ・フロー計算書の様式	第 <u>69</u> キャッシュ・フロー計算書の様式	
Ⅱ 投資活動によるキャッシュ・フロー	Ⅱ 投資活動によるキャッシュ・フロー	Ⅱ 投資活動によるキャッシュ・フロー	Ⅲ 投資活動によるキャッシュ・フロー	
工事負担金等の精算による返還金の支出 (新設)	工事負担金等の精算による返還金の支出 <u>資産除去債務の履行による支出</u>	施設費の精算による返還金の支出 <u>(新設)</u>	施設費の精算による返還金の支出 資産除去債務の履行による支出	
第 <u>67</u> 注記事項 <注 <u>46</u> >重要な非資金取引について キャッシュ・フロー計算書に注記すべき重要な非 資金取引には、例えば、次のようなものがある。 (1)~(4)(省略) <u>(新設)</u>	第 <u>68</u> 注記事項 <注 <u>49</u> >重要な非資金取引について キャッシュ・フロー計算書に注記すべき重要な非 資金取引には、例えば、次のようなものがある。 (1)~(4)(省略) (<u>5</u>) 重要な資産除去債務の計上	第 <u>69</u> 注記事項 <注 <u>48</u> >重要な非資金取引について キャッシュ・フロー計算書に注記すべき重要な非 資金取引には、例えば、次のようなものがある。 (1)~(3)(省略) <u>(新設)</u>	第70 注記事項 <注51>重要な非資金取引について キャッシュ・フロー計算書に注記すべき重要な非資金取引には、例えば、次のようなものがある。 (1)~(3)(省略) (4) 重要な資産除去債務の計上	
第72 表示区分 1 行政サービス実施コスト計算書は、コストの発生原因ごとに、業務費用、損益外減価償却相当額、損益外減損損失相当額、機会費用及び(控除)設立団体納付額に区分して表示しなければならない。 2~4 (省略)	益外減損損失相当額、損益外利息費用相当額、機会	原因ごとに、業務費用、損益外減価償却相当額、損	原因ごとに、業務費用、損益外減価償却相当額、損益外減損損失相当額 <u>、損益外利息費用相当額</u> 、引当	
第 <u>73</u> 行政サービス実施コスト計算書の様式 1 行政サービス実施コスト計算書の標準的な様式は、 次のとおりとする。 I 業務費用 ・・・・ II 損益外減価償却相当額 III 損益外減損損失相当額	次のとおりとする。 I 業務費用 ・・・・ II 損益外減価償却相当額 III 損益外減損損失相当額	第 <u>76</u> 行政サービス実施コスト計算書の様式 I 業務費用 ・・・・ Ⅲ 損益外減価償却相当額 Ⅲ 損益外減損損失相当額	第 <u>77</u> 行政サービス実施コスト計算書の様式 I 業務費用 ・・・・ II 損益外減価償却相当額 III 損益外減損損失相当額	
IV 機会費用 V (控除) 設立団体納付額 VI 行政サービス実施コスト	 Ⅳ 損益外利息費用相当額 V 機会費用 VI (控除)設立団体納付額 VII 行政サービス実施コスト 	<u>(新設)</u> <u>Ⅳ</u> 引当外賞与見積額 <u>Ⅴ</u> 引当外退職給付増加見積額 <u>Ⅵ</u> 機会費用 <u>Ⅶ</u> (控除)法人税等及び国庫納付額 <u>Ⅷ</u> 行政サービス実施コスト	 Ⅳ 損益外利息費用相当額 Ⅴ 引当外賞与見積額 Ⅵ 引当外退職給付増加見積額 Ⅷ 機会費用 Ⅷ (控除) 法人税等及び国庫納付額 Ⅳ 行政サービス実施コスト 	

地方独立行政法人会計基準及び注解(公営企業型)		(参考)独立行政法人会計基準及び注解	
現行	改訂案	改訂前	改訂後
第74 注記事項 <注47>機会費用計算の注記について (1)(省略) (2)地方公共団体出資の機会費用は、資本金のうち地方公共団体出資金の合計額に「第78 運営費負担金及び運営費交付金の会計処理」、「第79 特定施設費の会計処理」及び「第80 補助金等及び工事負担金等の会計処理」による会計処理を行った結果資本剰余金に計上された額を加算し、「第84 特定施設である償却資産の減価に係る会計処理」による損益外減価償却累計額及び損益外減損損失累計額を控除した地方公共団体出資等の純額に一定の利率を乗じて計算する。 (以下省略)	地方公共団体出資金の合計額に「第79 運営費負担 金及び運営費交付金の会計処理」、「第80 特定施設 費の会計処理」及び「第81 補助金等及び工事負担 金等の会計処理」による会計処理を行った結果資 本剰余金に計上された額を加算し、「第85 特定施 設である償却資産の減価に係る会計処理」による 損益外減価償却累計額、損益外減損損失累計額及	資本金のうち政府出資金及び地方公共団体出資金の合計額に「第 <u>80</u> 運営費交付金の会計処理」、「第 81 施設費の会計処理」及び「第 <u>82</u> 補助金等の会計処理」による会計処理を行った結果資本剰余金に計上された額を加算し、「第 <u>86</u> 特定の償却資産	
公営企業型地方独立行政法人は、貸借対照表及び損益計算書等の内容を補足するため、次の事項を明らかにした附属明細書を作成しなければならない。(注 <u>48</u>)	公営企業型地方独立行政法人は、貸借対照表及び損益計算書等の内容を補足するため、次の事項を明らかにした附属明細書を作成しなければならない。(注49) (1) 固定資産の取得及び処分並びに減価償却費(「第85 特定施設である償却資産の減価に係る会計処	一独立行政法人は、貸借対照表及び損益計算書等の内容を補足するため、次の事項を明らかにした附属明細書を作成しなければならない。(注 <u>50</u>) (1) 固定資産の取得及び処分並びに減価償却費(「第	容を補足するため、次の事項を明らかにした附属明細書を作成しなければならない。(注 <u>53</u>) (1) 固定資産の取得及び処分並びに減価償却費(「第

地方独立行政法人会計基準及び注解(公営企業型)		人会計基準及び注解
改訂案	改訂前	改訂後
<u>(17)</u> 上記以外の主な資産、負債、費用及び収益の明 細	(15) 上記以外の主な資産、負債、費用及び収益の明 細	(16) 上記以外の主な資産、負債、費用及び収益の明 細
第88 特定施設である有形固定資産の除去費用等の会計 処理 公営企業型地方独立行政法人が保有する有形固定 資産に係る資産除去債務に対応する除去費用等(「第 37 資産除去債務に係る会計処理」において定める資産除去債務に対応する除去費用に係る費用配分額及び時の経過による資産除去債務の調整額をいう。以下同じ。)のうち、特定施設(「第16 流動負債」注解 12に規定する特定施設をいう。)である有形固定資産の除去費用等については、損益計算上の費用には計上せず、資本剰余金を減額するものとする。(注63) <注63>特定施設である有形固定資産の除去費用等については、各期間に対応させるべき収益が存在するものではなく、また、公営企業型地方独立行政法人の運営責任という観点からも、その範囲外にあると考えることもできる。このため、特定施設である有形固定資産の除去費用等は損益計算上の費用には計上せず、公営企業型地方独立行政法人の運営責任という観点からも、その範囲外にあると考えることもできる。このため、特定施設である有形固定資産の除去費用等は損益計算上の費用には計上せず、公営企業型地方独立行政法人の資本剰余金を直接減額することによって処理するものとする。 2 貸借対照表の資本剰余金の区分においては、「第8 特定施設である固定資産の除去費用等の会計処理」に基づく除去費用に係る減価償却の費用配分額は損益外減価償却相当額の累計額をそれぞれ表示しなければならない。 3 特定施設である有形固定資産の除去費用等については、資産除去の実行時において、その実際の発生		第91 資産除去債務に係る特定の除去費用等の会計処理 独立行政法人が保有する有形固定資産に係る資産除去債務に対応する除去費用等(「第39 資産除去債務に好応する除去費用等(「第39 資産除去債務に対応する除去費用に係る費用配分額及び時の経過による資産除去債務の調整額をいう。以下同じ。)のうち、当該費用に対応すべき収益の獲得が予定されていないものとして特定された除去費用等については、損益計算上の費用には計上せず、資本剰余金を減額するものとする。(注68) <注68>特定の除去費用等の会計処理について 1 業務の財源を運営費交付金等に依存する独立行政法人においては、除去費用等の発生期間における当該費用については、通常は運営費交付金等の算定対象とはならず、また、運営費交付金等に基づく収益以外の収益によって充当することも必ずしも予定されていない。このような除去費用等については、各期間に対応させるべき収益が存在するものではなく、また、独立行政法人の運営責任という観点からも、その範囲外にあると考えることもできる。このため、このような除去費用等は損益計算上の費用には計上せず、独立行政法人の資本剰余金を直接減額することによって処理するのとする。この取扱いは、資産除去債務の負債計上時までに別途特定された除去費用等に限り行うものとする。 2 貸借対照表の資本剰余金の区分においては、「第9日、資産除去債務に係る特定の除去費用等の会計処理」に基づく除去費用に係る減価償却の費用配分額は損益外減価償却相当額の累計額を、時の経過による資産除去債務の調整額は損益外利息費用相当額の累計額をそれぞれ表示しなければならない。 3 当該特定された除去費用等については、資産除去債務の課と額を損益計算書上の費用に計上するものとする。
	 改訂案 (17) 上記以外の主な資産、負債、費用及び収益の明細 第88 特定施設である有形固定資産の除去費用等の会計処理 公営企業型地方独立行政法人が保有する有形固定資産に係る資産除去債務に係る会計処理」において定める資産除去債務に係る会計処理」において定める資産除去債務に対応する除去費用配分額及び時の経過による資産除去債務の調整額をいう。以下同じ。)のうち、特定施設(「第16 流動負債」注解12に規定する特定施設をいう。)である有形固定資産の除去費用等については、損益計算上の費用には計上せず、資本剰余金を減額するものとする。(注63) < 注63 > 特定施設である有形固定資産の除去費用等については、各期間に対応させるべき収益が存在するものではなく、また、公営企業型地方独立行政法人の運営責任という観点からも、その範囲外にあると考えることもできる。このため、特定施設である有形固定資産の除去費用等に付款としては、企業企業型地方独立行政法人の運営責任という観点からも、その範囲外にあると考えることもできる。このため、特定施設である有形固定資産の除去費用等は損益計算上の費用には計上せず、公営企業型地方独立行政法人の資本剰余金を直接減額することによって処理するものとする。 2 貸借対照表の資本剰余金の区分においては、「第8 特定施設である固定資産の除去費用等の会計処理」に基づく除去費用等の場面による資産除去費用等の調整額は損益外利息費用相当額の累計額を、時の経過による資産除去債務の調整額は損益外利息費用相当額の累計額をそれぞれ表示しなければならない。 3 特定施設である有形固定資産の除去費用等につい 	改訂案 改訂前 公訂前 公訂前 公訂前 公司 上記以外の主な資産、負債、費用及び収益の明細 公置企業型地方独立行政法人が保有する有形固定資産に係る資産除土債務に対応する除土費用等 (「第) で 資産に係る資産除土債務に対応する除土費用 (「第) で (新設) 公置企業型地方独立行政法人が保有する有形固定資産の除土費用等 (「第) で (新設) 公理 公置企業型地方独立行政法人が保有する有形固定資産 (新設) 公理 公理 公理 公理 公理 公理 公理 公

地方独立行政法人会計基準及び注解(公営企業型)		(参考)独立行政法人会計基準及び注解			
現行	改訂案	改訂前	改訂後		
4. 地方独立行政法人及び持分法適用会社の会計処理の	4. 地方独立行政法人及び持分法適用会社の会計処理の統一				
第100 会計処理の原則及び手続 1 同一環境下で行われた同一の性質の取引等について、公営企業型地方独立行政法人及び特定関連会社が採用する会計処理の原則及び手続は、「第11節公営企業型地方独立行政法人固有の会計処理」に定めるものを除き、原則として公営企業型地方独立行政法人の会計処理に統一しなければならない。(注69)	1 同一環境下で行われた同一の性質の取引等について、公営企業型地方独立行政法人及び <u>関係会社</u> が採用する会計処理の原則及び手続は、「第11節 公営企業型地方独立行政法人固有の会計処理」に定めるも	1 同一環境下で行われた同一の性質の取引等について、独立行政法人及び <u>特定関連会社</u> が採用する会計 処理の原則及び手続は、「第11章 独立行政法人固有	て、独立行政法人及び <u>関係会社</u> が採用する会計処理 の原則及び手続は、「第11章 独立行政法人固有の会 計処理」に定めるものを除き、原則として独立行政		
2 会計処理の原則及び手続で公営企業型地方独立行 政法人及び特定関連会社との間で特に異なるものが	2 会計処理の原則及び手続で公営企業型地方独立行	 2 会計処理の原則及び手続で独立行政法人及び <u>特定</u>			

<注63>会計処理の統一について

1 資産の評価方法及び固定資産の減価償却の方法に 1 資産の評価方法及び固定資産の減価償却の方法に ついても、本来統一することが望ましいが、事務処 理に多大の時間と労力を要するため、統一が困難な 場合には、統一をしないことができる。

あるときは、その概要を注記しなければならない。

- 2 特定関連会社に対する公営企業型地方独立行政法 人の出資が、当該特定関連会社が行う研究開発事業 等に要する資金の供給として他の民間会社と共同し て実施される場合であって、当該特定関連会社が、 当該他の民間会社の持分法適用会社に該当するため、 当該特定関連会社の会計処理が当該他の民間会社の 会計処理に統一されており、公営企業型地方独立行 政法人の会計処理に統一することが困難な場合等合 理的理由がある場合には、関係法人集団の財政状態 及び運営状況に関する住民その他の利害関係者の判 断を誤らせない限りにおいて、会計処理の統一を行 わないことができる。
- 3 上記の場合においては、会計処理の統一が困難な 理由、統一されていない会計処理の概要を注記しな ければならない。

第116 連結財務諸表の注記

連結財務諸表には、次の事項を注記しなければなら ない。

(1)~(2)(省略)

ときは、その概要を注記しなければならない。

<注67>会計処理の統一について

- ついても、本来統一することが望ましいが、事務処 理に多大の時間と労力を要するため、統一が困難な 場合には、統一をしないことができる。
- 出資が、当該関係会社が行う研究開発事業等に要す る資金の供給として他の民間会社と共同して実施さ れる場合であって、当該関係会社が、当該他の民間 会社の持分法適用会社に該当するため、当該関係会 社の会計処理が当該他の民間会社の会計処理に統一 されており、公営企業型地方独立行政法人の会計処 理に統一することが困難な場合等合理的理由がある 場合には、関係法人集団の財政状態及び運営状況に 関する住民その他の利害関係者の判断を誤らせない 限りにおいて、会計処理の統一を行わないことがで きる。
- 3 上記の場合においては、会計処理の統一が困難な 理由、統一されていない会計処理の概要を注記しな ければならない。

の概要を注記しなければならない。

<注76>会計処理の統一について

- 1 資産の評価方法及び固定資産の減価償却の方法に ついても、本来統一することが望ましいが、事務処 理に多大の時間と労力を要するため、統一が困難な 場合には、統一をしないことができる。
- 2 関係会社に対する公営企業型地方独立行政法人の 2 特定関連会社に対する独立行政法人の出資が、当 2 関係会社に対する独立行政法人の出資が、当該関 該特定関連会社が行う研究開発事業等に要する資金 の供給として他の民間会社と共同して実施される場 合であって、当該特定関連会社が、当該他の民間会 社の持分法適用会社に該当するため、当該特定関連 会社の会計処理が当該他の民間会社の会計処理に統 一されており、独立行政法人の会計処理に統一する ことが困難な場合等合理的理由がある場合には、関 係法人集団の財政状態及び運営状況に関する国民そ の他の利害関係者の判断を誤らせない限りにおいて、 会計処理の統一を行わないことができる。
 - 理由、統一されていない会計処理の概要を注記しな ければならない。

要を注記しなければならない。

<注85>会計処理の統一について

- 1 資産の評価方法及び固定資産の減価償却の方法に ついても、本来統一することが望ましいが、事務処 理に多大の時間と労力を要するため、統一が困難な 場合には、統一をしないことができる。
- 係会社が行う研究開発事業等に要する資金の供給と して他の民間会社と共同して実施される場合であっ て、当該関係会社が、当該他の民間会社の持分法適 用会社に該当するため、当該関係会社の会計処理が 当該他の民間会社の会計処理に統一されており、独 立行政法人の会計処理に統一することが困難な場合 等合理的理由がある場合には、関係法人集団の財政 状態及び運営状況に関する国民その他の利害関係者 の判断を誤らせない限りにおいて、会計処理の統一 を行わないことができる。
- | 3 上記の場合においては、会計処理の統一が困難な | 3 上記の場合においては、会計処理の統一が困難な 理由、統一されていない会計処理の概要を注記しな ければならない。

第118 連結財務諸表の注記

連結財務諸表には、次の事項を注記しなければなら ない。

(1)~(2)(省略)

第128 連結財務諸表の注記

連結財務諸表には、次の事項を注記しなければなら ない。

(1)~(2)(省略)

第132 連結財務諸表の注記

連結財務諸表には、次の事項を注記しなければなら ない。

(1)~(2)(省略)

地方独立行政法人会計基準及び注解(公営企業型)		(参考)独立行政法	人会計基準及び注解
現行	改訂案	改訂前	改訂後
(3) 会計処理の原則及び手続等 ア (省略) イ 特定関連会社の採用する会計処理の原則及び 手続で公営企業型地方独立行政法人及び特定関 連会社との間で特に異なるものがあるときは、 その概要 (以下省略)	(3) 会計処理の原則及び手続等 ア (省略) イ <u>関係会社</u> の採用する会計処理の原則及び手続 で公営企業型独立行政法人及び <u>関係会社</u> との間 で特に異なるものがあるときは、その概要 (以下省略)	(3) 会計処理の原則及び手続等 ア (省略) イ <u>特定関連会社</u> の採用する会計処理の原則及び 手続で独立行政法人及び <u>特定関連会社</u> との間で 特に異なるものがあるときは、その概要 (以下省略)	(3) 会計処理の原則及び手続等 ア (省略) イ <u>関係会社</u> の採用する会計処理の原則及び手続 で独立行政法人及び <u>関係会社</u> との間で特に異な るものがあるときは、その概要 (以下省略)
5. 連結損益計算書における表示区分の追加(少数株主	損益調整前当期純利益の表示)		
第113 表示区分 1 連結損益計算書は、営業損益計算、経常損益計算 及び純損益計算の区分を設けなければならない。 営業損益計算は、当該連結法人の業務活動から生 じた費用及び収益等を記載して、営業損益を表示す るものとする。	第 <u>115</u> 表示区分 1 連結損益計算書は、営業損益計算、経常損益計算 及び純損益計算の区分を設けなければならない。 営業損益計算は、当該連結法人の業務活動から生 じた費用及び収益等を記載して、営業損益を表示す るものとする。		第 <u>123</u> 表示区分 1 連結損益計算書は、経常損益計算及び純損益計算 の区分を設けなければならない。
経常損益計算の区分は、営業損益計算の結果を受けて、利息その他営業以外の原因から生ずる損益であって臨時損失に属さないものを記載して経常損益を表示するものとする。 純損益計算の区分は、経常損益計算の結果を受けて、臨時利益及び臨時損失を記載して税金等調整前当期純利益を表示し、これに法人税、住民税及び事業税、法人税等調整額及び少数株主持分損益を加減して当期純損益を表示するものとする。 純損益計算の結果を受けて、目的積立金取崩額等を表示し、当期総利益を表示するものとする。 2 (省略)	経常損益計算の区分は、営業損益計算の結果を受けて、利息その他営業以外の原因から生ずる損益であって臨時損失に属さないものを記載して経常損益を表示するものとする。 純損益計算の区分は、経常損益計算の結果を受けて、臨時利益及び臨時損失を記載して税金等調整前当期純利益を表示し、これに法人税、住民税及び事業税、法人税等調整額を加減して、少数株主損益調整前当期純利益を表示する。これに、少数株主持分損益を加減して当期純損益を表示するものとする。 純損益計算の結果を受けて、目的積立金取崩額等を表示し、当期総利益を表示するものとする。 2 (省略)	経常損益計算の区分は、連結法人の業務活動から生じた費用及び収益等を記載して経常損益を表示するものとする。 純損益計算の区分は、経常損益計算の結果を受けて、臨時利益及び臨時損失を記載して税金等調整前当期純利益を表示し、これに法人税、住民税及び事業税、法人税等調整額及び少数株主持分損益を加減して当期純損益を表示するものとする。 純損益計算の結果を受けて、目的積立金取崩額等を表示し、当期総利益を表示するものとする。 2 (省略)	経常損益計算の区分は、連結法人の業務活動から生じた費用及び収益等を記載して経常損益を表示するものとする。 純損益計算の区分は、経常損益計算の結果を受けて、臨時利益及び臨時損失を記載して税金等調整前当期純利益を表示し、これに法人税、住民税及び事業税、法人税等調整額を加減して、少数株主損益調整前当期純利益を表示する。これに、少数株主持分損益を加減して当期純損益を表示するものとする。 純損益計算の結果を受けて、目的積立金取崩額等を表示し、当期総利益を表示するものとする。 2 (省略)

地方独立行政法人会計基準及び注解(公営企業型)		(参考) 独立行政法人会計基準及び注解	
現行	改訂案	改訂前	改訂後

6. リース取引に関する会計基準の改正に伴う注解事項記載の削除

第29 リース資産の会計処理

<注25>リース資産の表示方法について

- 1 ファイナンス・リース取引とは、リース契約に基 1 ファイナンス・リース取引とは、リース契約に基 1 ファイナンス・リース取引とは、リース契約に基 1 ファイナンス・リース取引とは、リース契約に基 づくリース期間の中途において当該契約を解除する ことができないリース取引又はこれに準ずるリース 取引で、借り手が、当該契約に基づき使用する物件(以 下「リース物件」という。)からもたらされる経済的 便益を実質的に享受することができ、かつ、当該リ ース物件の使用に伴って生じるコストを実質的に負 担することとなるリース取引をいう。オペレーティ ング・リース取引とは、ファイナンス・リース取引 以外のリース取引をいう。
- 2 公営企業型地方独立行政法人におけるファイナン ス・リース取引の会計基準については、公営企業型 地方独立行政法人が公共性等共通の性格を持ち、一 の統一した制度の下に存在するものであって、「通常 の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理」を選択 的に認めることは適切ではないことから、通常の売 買取引に係る方法に準じた処理を行うものとする。

第29 リース資産の会計処理

<注25>リース取引について

づくリース期間の中途において当該契約を解除する ことができないリース取引又はこれに準ずるリース 取引で、借り手が、当該契約に基づき使用する物件(以 下「リース物件」という。)からもたらされる経済的 便益を実質的に享受することができ、かつ、当該リ ース物件の使用に伴って生じるコストを実質的に負 担することとなるリース取引をいう。オペレーティ ング・リース取引とは、ファイナンス・リース取引 以外のリース取引をいう。

(削除)

第33 リース資産の会計処理

<注25>リース資産の表示方法について

- づくリース期間の中途において当該契約を解除する ことができないリース取引又はこれに準ずるリース 取引で、借り手が、当該契約に基づき使用する物件(以 下「リース物件」という。)からもたらされる経済的 便益を実質的に享受することができ、かつ、当該リ ース物件の使用に伴って生じるコストを実質的に負 担することとなるリース取引をいう。オペレーティ ング・リース取引とは、ファイナンス・リース取引 以外のリース取引をいう。
- 2 独立行政法人におけるファイナンス・リース取引 の会計基準については、独立行政法人が公共性等共 通の性格を持ち、一の統一した制度の下に存在する ものであって、その比較可能性を考慮した場合、企 業会計原則では認められている「通常の賃貸借取引 に係る方法に準じた会計処理」を選択的に認めるこ とは適切ではないことから、通常の売買取引に係る 方法に準じた処理を行うものとする。

第33 リース資産の会計処理 <注25>リース取引について

づくリース期間の中途において当該契約を解除する ことができないリース取引又はこれに準ずるリース 取引で、借り手が、当該契約に基づき使用する物件(以 下「リース物件」という。)からもたらされる経済的 便益を実質的に享受することができ、かつ、当該リ ース物件の使用に伴って生じるコストを実質的に負 担することとなるリース取引をいう。オペレーティ ング・リース取引とは、ファイナンス・リース取引 以外のリース取引をいう。

(削除)

(注) 上記のほか、基準及び注解の新設により、それ以降の基準番号等を繰り下げる。